

ドイツ行政手続法における第三者の手続参加(2・完)

岩 本 浩 史

目 次

はじめに一若干の前提的叙述—

1. 手続関係人の基本的性格
2. 申請対立人(以上、2号)
3. 参加人
 - (1)概 説
 - (2)単純参加
 - (3)必要的参加
 - (4)手続参加権の拡大(以上、本号)

3. 参加人

(1)概 説

連邦行政手続法13条1項4号によると、「2項に基づき、行政庁によって手続に参加させられた者」は、手続関係人たる地位を獲得する。この者を「参加人(Hinzugezogener)」と呼ぶことができる⁸⁹⁾。そして、ある第三者利害関係人が参加人となるための要件を、13条2項が定めている。

13条2項は、原文においては、二つの文から成っている⁹⁰⁾。そして、それぞれの文が、独自の第三者参加制度を形成している。判例学説は、第1文の参加制度を「単純参加(einfache Hinzuziehung)」、第2文のそれを「必要的参加(notwendige Hinzuziehung)」と呼ぶ。それぞれの詳細を論じる前に、本節では、まずこの両制度を、規定の文言のみを手がかりとして、簡単に比較検討したい。

要件面において第一に注目されるべきなのが、「(行政行為による)第三者の権利利益に対するいかなる影響が、手続参加の要件であるのか」という点である。権利保護的参加においては、民主的参加と異なり、発付を予定される行政行為に対して多かれ少なかれ利害関係を持つことが、第三者参加の要件と考えられる。言い換えれば、当該第三者は第三者利害関係人でなければならない。ところで、「利害関係人」という概念は不確定概念であり、その外延は明確でなく、理解の仕方によっては極めて多数の者を含みうるものであるが、あまりに多数の利害関係人の参加は行政運営にとって好ましくないことから、一定の限定がなされるのが通例である。

これについては、単純参加にあつては「法的利益 (rechtliche Interessen) への影響 (Berührung)」が、必要的参加にあつては「権利形成的効果」が要求されている。このように、手続参加を正当化しうる第三者の利害関係について、一定の限定がなされているのである。両参加制度の検討にあつては、この両概念の解釈が中心的な問題となるであろう。

第二に、参加のイニシアティブの点で相違がある。すなわち、単純参加にあつては職権によるものと申立てに基づくものが予定されているのに対し、必要的参加にあつては申立てが要件である⁹¹⁾。

第三に、法効果の面においては、単純参加にあつては第三者の参加が行政庁の裁量に委ねられるのに対し、必要的参加にあつては参加させることが行政庁の義務である。第三者の側からいえば、参加請求権が与えられる。単純参加および必要的参加という呼称は、この法効果における違いに着目するものである⁹²⁾。

この点からは、一つの帰結が導かれるかもしれない。すなわち、両制度を比較すれば、必要的参加の方が、法的重要性が高く、したがって、考察の重点が置かれる、ということである。しかし、単純参加についても、第三者は、行政庁による瑕疵のない裁量行使を求める請求権を持つし、後述のとおり、裁量のゼロへの収縮により、手続参加権が生じうる。その限りで、単純参加制度の検討の必要性は、低くない。

最後に、手続の開始についての通知義務が、必要的参加では予定されているのに対し、単純参加においては予定されていない。

以下の検討においては、とりわけ、両参加制度のこれらの相違点が注目される。

(2) 単純参加

1) 法的利益への影響

13条2項1文によれば、第三者の「自己の法的利益が手続の結果⁹³⁾によって影響される」ことが、参加の要件である。

ところで、連邦行政手続法における参加の制度は、行政裁判所法における訴訟参加 (Beiladung) の制度をモデルとしているのであるが、それについても単純訴訟参加と必要的訴訟参加の区別がある。行政裁判所法65条1項は、前者につき、次のように定めている。

「裁判所は、手続が、いまだ確定裁判をもって終結せず、または上級審に係属していない限りで、自己の法的利益が裁判 (Entscheidung) によって影響される第三者 (andere) を、職権または申立てにより、参加させることができる。」

このように、「法的利益への影響」は単純訴訟参加の要件でもある。このことから、コンメンタル等においては、行政裁判所法65条1項における当該概念について下された裁判例を、連邦行政手続法13条2項1文の単純参加に援用するものが少なくない。しかし、これに対しては、両制度の要件、機能および法的地位が同一でないことを理由に、行政手続法上の欠缺を行政裁判所法65条の類推適用によって一律に埋めることはできないとするBonkの批判が正当であろう⁹⁴⁾。

13条2項1文における「法的利益」とは、法規範 (基本法、法律、法規命令、条例) によって保護されている (経済的、社会的、理念的その他の) 利益である。行政規則によ

る保護では足りないといわれる⁹⁵。公法による保護であるか、私法による保護であるかを問わない⁹⁶。法的利益と対立するのは、法規範によって保護されていない「事実上の利益」である⁹⁷。

この説明から見て取れるように、第三者のある利益が法的利益と評価されるためには、それが行政行為の根拠法規によって保護されている必要はないようである。これに対し、個別的利益として保護されていることは、必要とされている⁹⁸。例えば、環境に対する利益は、それ自体は法的利益ではないが、行政行為が環境に影響を及ぼすことにより、同時に個人の生命、身体、財産権、職業の自由等が影響される場合には、その者の法的利益への影響が認められるとされる⁹⁹。

「法的利益への影響」について、Riedlは、「間接的／直接的」および「積極的／消極的」という二つの対立項を導入する。「積極的／消極的」とは、「授益的／侵害的」と言い換えてもよいだろう。そして、それぞれの組み合わせにより、「直接的・積極的影響」「直接的・消極的影響」「間接的・積極的影響」「間接的・消極的影響」という4つの類型を示す¹⁰⁰。この分類の実益は、主として、後述の権利形成的効果との関係で生じる。

この4類型については、まず、直接的・間接的という概念が不明確であるという問題がある。発付されるべき行政行為とは別の行為が介在するか否かの区別であろうか。Riedlによると、間接的影響の例として、次のような場合が挙げられる。すなわち、「手続の結果が別の法的問題の解決にとって、法的拘束力ある先例的決定（*rechtlich bindende Vorentscheidung*）の性格を持つ場合」である¹⁰¹。

次に、「積極的／消極的」という区別についても疑問が生じる。例えば、ある申請が認容されることによって不利益を受ける第三者は、当該申請が拒否されることによって、現状維持ということにせよ、利益を得ている。ところで、参加が考慮されるのは通常行政行為の発付前であるから、この時点では、どのような行政行為が発付されるか不明である。このとき、手続の結果による第三者の法的利益への影響は、積極的であるのか、それとも消極的であるのか。このように考えると、積極的・消極的という区別には意味がないように思われる。

法的利益への影響と出訴資格との関係については、単純参加の対象者は、出訴資格者よりも広いということが認められている。したがって、出訴資格を持たない者であっても、手続に参加しうるし¹⁰²、逆に、手続に参加したからといって、出訴資格が認められるわけではない¹⁰³。

2) 職権または申立てによる参加

単純参加には、行政庁の職権によるものと、申立てによるものがある。前者の場合には、参加要求行為により、第三者は、その意思に関係なく、手続関係人たる地位を獲得する。

職権による場合とは、第三者の権利利益の保護のために、行政庁がパートナーリスティックに参加を求める場合も考えられるが、主として、情報収集を目的とするものであろう。情報収集は、正確な事実認定に、したがって、行政決定の適法性に資するものである。この目的のために、連邦行政手続法 26 条 2 項は、手続関係人の義務として、事実調査への協力義務、および知っている事実および証拠方法を提示する義務（いずれも *Soll* 規定）を定めている。もっとも、この義務の履行を強制執行の方法によって確保することはできな

いとされる¹⁰⁴⁾。

他方、申立てによる参加とは、まさに、第三者が自己の権利利益の保護のために行うものである。

申立てに関する一つの論点として、申立てをしようのは、第三者利害関係人だけであるか、それともすでに手続関係人たる地位を得た者もなしようのか、という対立がある¹⁰⁵⁾。しかし、単純参加については、この問題は実益がないように思われる。というのは、参加は行政庁の裁量に委ねられているからである。この場合、参加の申立ては、職権発動の申出にすぎないと考えられる。仮に既存の手続関係人が単純参加の申立て権者でないとしても、行政庁がその申出を受けて「職権で」ある第三者を参加させることは妨げられない。逆に、彼が申立て権者と認められたとしても、行政庁は、その申立てにより、第三者を参加させることを義務づけられるわけではない。

3) 手続開始の通知義務の有無

第三者利害関係人がある手続への参加の申立てをするためには、その手続が開始されたことを認識している必要がある。しかし、行政庁が手続を開始したとき、手続の結果によって法的利益が影響されうるような第三者に対して、当該手続の開始を通知することは、13条2項1文によっては義務づけられていない。

学説の中にも、行政庁が職権によって第三者を参加させうる以上、第三者に対して手続の開始を通知したり、参加の申立てを促す必要はないとする見解がある¹⁰⁶⁾。ただ、この理由づけは、行政庁の視点から見たものであり、第三者の手続参加権という観点からは問題がある。逆にいえば、単純参加においては第三者に手続参加権は与えられていない——行政庁の裁量に委ねられる——ということを示すものでもある。

(3) 必要的参加

1) 権利形成的効果

13条2項2文によると、第三者に手続関係人たる地位を与えることが行政庁に義務づけられるのは、「手続の結果が第三者に対して権利形成的効果」を持つ場合である。

判例および学説の大多数によると、ある行政行為が第三者に対して権利形成的効果を持つのは、それが、同時かつ直接に第三者の権利を創設、変更、廃止または確認する場合である¹⁰⁷⁾。これに対して、Riedlは、「直接的・消極的」な影響だけが権利形成的効果に当たるとし、権利の創設等、積極的(授益的)な影響を除外する¹⁰⁸⁾。しかし、このような限定には、前述のような問題点が存在する(3.(2)1))。

第三者に対して権利形成的効果を持ちうる行政行為の典型例は、二重効果的行政行為であるとされる¹⁰⁹⁾。

さて、以上の叙述を前提として、まず問われなければならないのは、前記の意味で把握される権利形成的効果が及ぶ者とは、もはや第三者ではなく、行政行為の名宛人なのではないか、ということである。

この問題を検討するに当たり、まず二重効果的行政行為の概念から出発しよう。かつてわが国において、二重効果的行政行為の概念の捉え方として、次の三つの可能性が示され

たことがある¹¹⁰⁾。すなわち、①「一つの行政行為が一人の相手方に対して、複数の法効果を持つ場合」、②「一つの行政行為が複数の相手方に対して異なる法効果を持つ場合」、および、③「行政行為が相手方と第三者の間で異なる効果を持つ場合」である。①の例として、付款のついた許認可が、②の例として、収用裁決（権利取得裁決）が、③の例として、公有水面の埋立ての免許が挙げられる。そして、③において、行政行為が相手方に対して有する効果は法効果であるが、第三者に対する効果は「事実上の効果」である、と説明される¹¹¹⁾。

以上の叙述において、「相手方」とは本稿でいう「名宛人」を指している。また、②の類型のみを「二重効果的行政行為」と呼び、③の類型を「第三者効を持つ行政行為」と呼ぶ見解があることについては、前述のとおりである（2. (1). 2)）。

さて、二重効果的行政行為の概念の可能性として、前記の三つの列挙が完結的、限定的なものであるとすれば、次のような帰結が導かれよう。すなわち、行政行為の法効果が及ぶのは名宛人のみであって、第三者には及ばない。つまり、法効果が及ぶなら、それは名宛人である。第三者に及ぶのは、あくまで「事実上の効果」にすぎない、という帰結である。

ところで、もう一度「同時かつ直接に第三者の権利を創設、変更、廃止または確認する場合」という権利形成的効果の定義を振り返ってみると、これを「事実上の効果」と解することは困難ではないか、と思われるのである。つまり、これは「法効果」なのではないか¹¹²⁾。そうだとすれば、権利形成的効果が及ぶ者とは、行政行為の名宛人であることになる。そして、ここで扱われている二重効果的行政行為とは、②の類型ということになるであろう。

このような理解を支える根拠は他にもある。多数の学説において必要的参加の例としてよく採り挙げられるのが、建築許可である。もっとも、通常の建築許可の場合には、建築主の隣人に対して権利形成的効果は発生せず、隣人保護規定からの例外（Ausnahme）または免除（Befreiung, Dispens）を伴う建築許可の場合にのみ、それは、隣人に対して権利形成的効果を持つ、と論じられる¹¹³⁾。ここで、通常の建築許可の場合に隣人に対して生じる影響とは、「事実上の効果」、すなわち、建築主の建築行為という事実行為によって生じる影響である。これに対し、隣人保護規定からの例外または免除を伴う建築許可の場合には、建築主の建築行為を待つまでもなく、例外または免除の時点で第三者隣人の権利が制限されている。この第三者への影響は、「法効果」と解さざるを得ないだろう。つまり、ここでは事実上の効果と法効果の区別が決定的ではないかと思われるのである。

以上の理解によれば、13条2項2文の必要的参加制度とは、もはや第三者参加制度ではないことになる。それは、行政行為の名宛人を、その申立てに従って、参加させることを行政庁に義務づける制度であると把握される。

繰り返しになるが、この理解は、次の二つを前提としている。すなわち、第一の前提として、権利形成的効果は法効果である、ということ。第二の前提として、行政行為の法効果が及ぶのは名宛人だけであること。

したがって、この二つの前提のいずれかが覆されれば、13条2項2文は、再び第三者参加規定と理解されうる。

第一の前提が否定される場合とは、権利形成的効果が事実上の効果で（も）ある場合であ

る。例えば、Riedlは、ある行政行為が第三者に対して権利形成的効果を持つか否かについて、「手続の結果が、第三者の法的地位に権利形成的（すなわち、権利変更的または権利廃止的）行政行為の形で影響するか否かは、いかなる役割をも果たさない。法律自体が行政行為の第三者効ないし二重効果に関して明確な規律をしない場合、いずれにせよ、事実上影響を受ける者に対し主観的権利、特に基本権が帰属するのか否かが、解釈の方法により解明されねばならない」と述べるが¹¹⁴⁾、これはそのような趣旨であろうか。

しかし、このように理解するとしても、権利形成的効果という基準によっては、第三者に対する事実上の効果のうち、どこまでが当該第三者の手続参加権を発生させるのかを明確に限定することができないように思われる。なぜなら、この概念は、権利利益への影響の「態様」を示すものではあっても、影響の「程度、規模」を表すものではないからである。したがって、例えば、重大な影響の場合にのみ権利形成的効果に該当するというような理解は、この概念の解釈としては無理であろう。

次に、「行政行為の法効果は名宛人にしか及ばない」という前提を覆す、という方向性がある。つまり、権利形成的効果が法効果であることを認めた上で、第三者にも法効果が及ぶ、と解するのである。そのような行政行為は、名宛人にも第三者にも法効果を及ぼす、二重効果的行政行為の第四の類型を示す。それ故、前記の三類型以外にも二重効果的行政行為の類型がありうることになる。

しかし、このように理解すると、名宛人と第三者の区別が困難になるのではないか。つまり、法効果Aが及ぶのが名宛人、法効果Bが及ぶのが第三者であるとして、ある法効果は果たしてAであるのか、それともBであるのか、その判断基準は何か、という問題が生じる。前述の、隣人保護規定からの例外または免除を伴う建築許可を例にとれば、通常は、建築主＝名宛人、隣人＝第三者と考えられているのであるが、（極論すれば）逆に隣人＝名宛人、建築主＝第三者と理解してはなぜいけないのか。

さらに、13条2項2文によれば、「第三者」と把握される者は、申立てをしない限り、手続関係人たる地位を得ることができないことが看過されてはならない。その点で、同じく行政行為の法効果が及ぶ者でありながら、13条1項1号ないし2号に基づき手続に参加する主たる手続関係人（申請人、申請対立人、職権による行政行為の名宛人；1. (2)参照。）と比べて、行政手続上の扱いにおいて劣後している。このような区別を行うに当たっては、それなりの正当化事由が必要になるであろう¹¹⁵⁾。

2) 申立て要件

権利形成的効果が及ぶだけでは、第三者の手続参加権は発生しない。13条2項2文によると、行政庁がそのような第三者に手続関係人たる地位を与えねばならないのは、参加の申立てがある場合のみである。

もっとも、権利形成的効果は13条2項1文の「法的利益への影響」に必ず該当するため、行政庁は、申立てがなくても、1文により、権利形成的効果の及ぶ第三者を職権で参加させることが可能とされる¹¹⁶⁾。

申立て要件についてまず問題となるのは、申立て権者の範囲である。これについては、参加を求める第三者利害関係人のみとの見解（第一説）¹¹⁷⁾と、それに加えて既存の手続関係人も申立て権者であるとの見解（第二説）¹¹⁸⁾が対立している。隣人保護規定からの例外

または免除を伴う建築許可を例にとれば、第三者である隣人の手続参加について、当該隣人のみならず、建築許可の申請人として既に手続関係人であるところの建築主も申立て権者であるのか、という問題である。

この問題は、既に単純参加の項において触れられたが、そこでは実益のない問題として詳しく採り挙げられなかった。これに対し、必要的参加においては、これは大いに実益のある問題である。というのは、第一説によれば、既存の手続関係人がある第三者の参加を行政庁に申し立てたとき、行政庁はそれを職権発動の申出として無視することが許されるのに対し、第二説では、行政庁はその申立てに従い、当該第三者を参加させることを義務づけられるという点で、差異が生じるからである。

第二説の形式的根拠は、13条2項2文が、単に「申立てに基づき」と規定するにすぎず、「第三者自身の申立て」に限定していない、ということである¹¹⁹⁾。もっとも、このような文言上の根拠は、決定的理由とはなりえない。

そこで、第二説の実質的な根拠が問題となるが、それは、簡単にいえば、第三者に手続関係人たる地位を賦与することが既存の手続関係人にとって利益になる点にある。具体的には、以下のような利益である。

すなわち、第三者に手続関係人たる地位を与えることによって、連邦行政手続法41条により、行政庁には、当該第三者に行政行為を告知する義務が生じる¹²⁰⁾。行政裁判所法70条および74条によると、行政行為の告知は、告知の相手方に対して異議審査請求期間および出訴期間を進行させる要件である¹²¹⁾。ある行政行為の発付によって利益を得る既存の手続関係人（通常は申請人）は、利害の対立する第三者の異議審査請求期間および出訴期間を進行させることによって、法的安定性（Rechtssicherheit）を獲得する。なぜなら、行政裁判所法80条によれば、異議審査請求および取消訴訟の提起は、停止的効果（aufschiebende Wirkung）を有するからである。前述の例によれば、建築工事が完了する直前になって隣人から建築許可に対して異議審査請求がなされたとき、原則として建築主は工事を中止しなければならないのである^{122)、123)}。

この主張において最も重要な点は、既存の手続関係人にとって、第三者に対する行政行為の告知を行政庁に義務づけるためには、当該第三者に手続関係人たる地位を与えるしか方法がない、という点である。このように、既存の手続関係人に申立て権を与えることが、彼の権利利益の保護のために不可欠であると、第二説は主張するのである。

これに対して、第一説の主張者は、特にその根拠を示さない。おそらく、必要的参加の制度が第三者の権利利益の保護を目的とするものであるならば、当該第三者にのみ申立て権を与えれば十分であると考えているのであろう。

申立て要件については、さらに、第三者に権利形成的効果が及びうる場合には、13条2項2文の規定にかかわらず、申立てを要することなく、当該第三者に手続関係人たる地位を与えるべきではないか、という見解（申立て不要説）がある¹²⁴⁾。

前述のように、必要的参加制度が実際には行政行為の名宛人を参加させる制度であるとすれば、このような主張は理解しやすい。というのは、行政行為の名宛人、すなわち、行政庁が行政行為の法効果を及ぼそうと意図しているところの者は、13条1項1号および2号から明らかになるように、手続参加の申立てを要することなく法律上当然に手続関係人

になるが、13条2項2文の「第三者」もそのような者として扱おうという主張と認めうるからである。

もっとも、申立て不要説はこのような理由づけを行っていない。以下、申立て不要説の主張および論拠を紹介し、検討する。

申立て不要説は、ある行政行為が第三者に対して権利形成的効果を持つ場合、参加の申立てがなくても、13条2項1文に基づく行政庁の裁量がゼロに収縮することにより、当該第三者を職権で参加させる義務が発生すると主張する。その点で、後述の、裁量ゼロ収縮による手続参加権の拡大を唱える見解の一つである。

その根拠として、第一に、権利形成的効果が及ぶ第三者の権利利益の保護の必要性が挙げられる¹²⁵⁾。確かに、第三者が聴聞請求権等の手続的権利を行使するためには、手続関係人たる地位を獲得していなければならない。しかし、これに対しては、権利形成的効果が及びうる第三者に対し13条2項3文により手続の開始を通知することによって、当該第三者は手続への参加を申し立てうる状態に置かれ、申立てにより手続関係人たる地位を獲得しうるのであるから、権利利益の保護のためにはそれで足りるとの批判が可能である¹²⁶⁾。

第二の根拠として、第三者に行政行為の効力を及ぼす必要性が主張される¹²⁷⁾。もっとも、これに対しては、第三者利害関係人に行政行為の効力を及ぼすためには、発付された行政行為を告知すれば足り、手続関係人たる地位を賦与する必要性はないとの反論が可能であろう¹²⁸⁾。

第三の根拠として、効率的な行政の原則(Grundsatz effizienten Verwaltens)が挙げられる。Alpertは次のように述べる。「法的に影響された第三者を、承知の上で手続に参加させないのは、効率的な行政の原則に合致しえない。というのは、この第三者は、主たる手続関係人に向けられた行政行為に対して裁判上行動を起こすことがありうるからである」¹²⁹⁾。もちろん、第三者を職権で手続に参加させたところで、訴訟を起こされる可能性はあるのだが、おそらく、手続に参加させた方が争訟回避に資することを指して、効率的な行政と記しているのだろう。いずれにせよ、根拠としては不十分であると思われる。

3) 手続開始の通知義務

連邦行政手続法は、必要的参加の場合にのみ、参加権を持ちうる第三者に対して手続が開始したことを通知する義務を、手続実施行政庁に課している(13条2項3文)¹³⁰⁾。

この通知は、第三者の参加申立てを容易にするためのものである。それどころか、第三者はしばしば、手続が開始したこと、および自らが13条2項2文に規定された第三者であることについての認識を、行政庁の通知に依存しているとされる¹³¹⁾。

手続開始の通知は、必ずしも参加要求行為を意味しない。つまり、この通知を受けただけでは、第三者は手続関係人にならない。手続参加の申立てをした後、改めて参加承認行為が下され、当該第三者は手続関係人たる地位を獲得する。

さて、問題となるのは通知を受ける第三者の範囲である。13条2項3文の規定によれば、権利形成的効果が及びうる第三者のうち「行政庁に知れている」者にだけ、つまり、行政庁が現実に認識している者に対してのみ、通知義務が発生するよう見える。しかし、その場合、手続参加権を持ちうるにもかかわらず、手続の開始を認識しえず、したがって、参加の申立てもなしえない第三者が現れる可能性が、現実にはともかく、理論上は生じる。

そこで、13条2項3文の規定を越えて、行政庁は、そのような第三者を調査し、手続の開始を通知する義務があるのではないか、という主張が登場する。

ここで、この問題は、前述の参加申立ての要否の問題と結びつく。すなわち、申立て不要説によれば、行政庁は、権利形成的効果の及びうる第三者を職権で手続に参加させなければならないのであるが、これは、そのような第三者を行政庁が調査することを前提としている¹³²⁾。参加要求行為は手続開始の通知を含んでいるから、この説によれば、13条2項3文は特に必要のない規定である。

それでは、申立て要件を維持する見解によれば、第三者の調査義務は否定されるのだろうか。

そのように主張する論者もいる。Clausenは、次のように述べる。「[13条2項2文における]申立て要件は、次のような意義を持っている。すなわち、その者に対し決定が権利形成的効果をも持つであろうありうべき利害関係人を自ら調査しなければならないという負担を、行政庁から取り去る、という意義である」¹³³⁾。このように、彼によれば、申立て要件は行政庁の負担軽減に資するものとして承認される。それ故、論理的帰結として、行政庁は、現に知っている第三者にのみ通知すればいいのであって、それを越えて、権利形成的効果が及びうる第三者を調査する義務は存しないことになる¹³⁴⁾。

これに対し、申立て要件を維持しつつ、調査義務を肯定する見解もある。例えば、Hornは、次のように論じる。〈申立て要件があることにより、むしろ、申立ての前提となるべき手続開始の通知の重要性が増大する。第三者の調査義務は、基本法上保障された法的聴聞請求権（Anspruch auf rechtliches Gehör）および平等取扱いの要請から導かれる。すなわち、調査義務を認めなければ、ある第三者が行政庁に知られているかどうかという、いわば偶然によって、聴聞請求権の有無が左右されてしまうからである〉¹³⁵⁾。なお、Hornは、調査すべき第三者の範囲について、特に限定を加えていない。

以上のように、調査義務の有無を判断するに当たっては、第三者の権利利益の保護の要請と、行政庁の負担軽減による行政の効率化の要請が対立している¹³⁶⁾。

(4) 手続参加権の拡大

既に述べてきたように、連邦行政手続法13条2項は、行政行為の名宛人にあらずる第三者利害関係人に対し、手続関係人たる地位を獲得するという意味での手続参加権を賦与する制度として、2文の必要的参加制度を用意している。しかし、学説上、様々な理由から、必要的参加の要件を充たさない第三者にも手続関係人たる地位を与える必要性が唱えられている。そこでは、必要的参加規定の拡大解釈という方法、あるいは単純参加規定を媒介とした方法が採られる。後者は、13条2項1文の要件を充たすことを前提に、第三者を参加させるか否かについての行政庁の裁量がゼロに収縮することにより、参加させる義務が生じるという理論構成である¹³⁷⁾。

これらの見解についてまず問題となるのは、第三者を参加させる義務が生じるのが、第三者の申立てがある場合に限られるのか否かである。Hufenによれば、いわゆる大量手続（Massenverfahren）の場合は別として、第三者の法的利益への影響の蓋然性がある場合に、手続参加の申立てを行政庁が拒否できる事例はほとんどなく、13条2項1文の裁量は、大抵の場合においてゼロに収縮する¹³⁸⁾。この見解は、裁量ゼロ収縮の事例を非常に広く把

握するものであるが、ここでは、参加の申立てがある場合のみが語られている。

これに対し、Alpertは、手続参加権の拡大の理論構成として、必要的参加規定の拡大解釈よりも、単純参加規定の裁量ゼロ収縮というアプローチの方が優れていると述べ、その理由の一つとして、参加の申立てが不要であるが故に、手続的権利保護に手厚いという点を挙げる¹³⁹⁾。したがって、ここでは、申立てがなくても、行政庁は職権により第三者を参加させる義務を負うことが、前提とされている。おそらくは、こちらの見解が多数説である。また、13条2項1文の解釈としては、このように解するのが素直であろう。もっとも、必要的参加規定の拡大解釈という理論構成による場合でも、申立て要件を不要にするという意味での拡大解釈が考えられるので、必ずしも申立てが必要であるわけではないと思われる。

この問題については、後でもう一度触れることにしたい。

さて、手続参加権の拡大を主張する見解は、大別すると、2つに分けられる。すなわち、13条2項2文の必要的参加制度が賦与する手続参加権が、第三者の権利利益の保護にとって不十分であると認識し、それを前記の理論構成により補足しようとする考え方と、それ以外の動機、目的に基づく考え方である。

まず、前者に属するものとして、第一に、行政行為が第三者の基本権に影響しうる場合に、手続関係人たる地位を賦与する義務が生じるとの説がある¹⁴⁰⁾。この説によれば、権利形成的効果が存しない場合であっても、行政行為が第三者の基本権に事実上の不利益を及ぼす場合には、手続参加権が認められる。このことを明示するものとして、例えばClausenは、次のように述べる。「手続の結果が第三者の基本権的地位、特に基本法2条2項〔生命、身体〕および14条〔財産権〕に基づく権利に対して侵害的效果を持ちうる場合には、参加させる義務の拡大の可能性が示唆される。手続的規律による実効的な基本権保護の要請は、権利形成的行政行為以外の行政行為への13条2項の拡張を根拠づけうる」¹⁴¹⁾。なお、Clausenは「13条2項の拡張」を語るにすぎないので、必要的参加規定の拡大解釈とも、単純参加規定の裁量ゼロ収縮の主張とも取れる。

基本権保護にとっての手続参加の重要性は一般的に認められているところであるが¹⁴²⁾、上の見解は、連邦行政手続法の適用におけるその表れであると理解できる。

第二に、憲法上の平等原則から手続参加権を導く見解がある。Alpertによれば、① 明白な理由なく参加実務を逸脱することは禁じられ、② 利害関係が同様である第三者が複数いる場合には、一人だけを参加させるのではなく、全員参加させなければならない¹⁴³⁾。①は、同一の事情の下で、過去において手続に参加させていたとすれば、明白な理由がない限り、行政庁はその実務を踏襲しなければならないということを意味する。②については、「同時点での参加」が要請される¹⁴⁴⁾。Alpertは13条2項1文の裁量ゼロ収縮というアプローチを採るので、「法的利益への影響」という要件が存在することが前提である。しかし、それを除けば、第三者の権利利益への影響がそれほど強くなくても、手続参加権が認められうる点が特徴的である。

もっとも、この見解に対してはいくつかの疑問が生じる。特に②については、利害関係が同じであるとしても、参加の申立てをした者と、そうではない者の区別が許されないのか、あるいは申立ての時期は考慮しえないのか、そのような第三者の数が多すぎる場合は

どうするのか、などが問題であろう。

第三に、聴聞請求権の賦与の必要性を根拠とするものがある。Hornによれば、行政行為の権利形成的効果が及び、かつ、連邦行政手続法 28 条に基づき聴聞請求権が賦与されねばならない第三者利害関係人は、参加の申立てがなくとも、13 条 2 項 1 文により、職権で手続に参加させられねばならない¹⁴⁵。この見解は、権利形成的効果の存在を要件としているので、むしろ前述の申立て不要説に近い (3. (3) 2) 参照)。

28 条 1 項は、「手続関係人の権利を侵害する (eingreifen) 行政行為が発付される前に、この者に、決定にとって重要な事実について意見を述べる機会を与えなければならない」と定める。したがって、規定上は、手続関係人たる地位の獲得が聴聞請求権の前提であるが、Hornはその関係を逆転させるのである。すなわち、聴聞請求権が主で、手続関係人たる地位の獲得が従となる。このように聴聞請求権を重視するならば、論理的には、権利形成的効果の存在を要件とする必要性はないのではないかと感じられる¹⁴⁶。

第四に、行政裁判所法 42 条 2 項に規定された出訴資格の存在から、手続参加権を導く見解がある¹⁴⁷。出訴資格の要件は、権利の毀損 (Verletzung) であるが、その意味するところは、本稿では扱えない。

この見解の根拠の一つは、いうまでもなく第三者の権利保護の必要性であるが、さらに、行政活動の効率性も挙げられている。すなわち、出訴資格者は、彼の手続参加なしに成立した行政行為に対して、争訟を提起することが可能であり、それが行政活動の効率性を損なうとされる。もっとも、この理由づけに対しては、手続に参加させたとしても異議審査請求や取消訴訟を提起される可能性は残ると反論しえよう。

第一の見解と同様に、この見解によっても、行政行為によって事実上の不利益を被る第三者は、手続参加権を有しえよう。

次に、第三者の権利利益の保護以外の目的、動機により、手続参加権の拡大を主張する見解を検討しよう。

これに属するのは、第一に、既存の手続関係人の権利利益の保護を目的とする説である。先に、必要的参加制度において既存の手続関係人に申立て権を与える見解を紹介したが(3. (3) 2))、そこで触れたのと同様に、ここでも、行政行為が発付されることにより利益を得る既存の手続関係人にとっての法的安定性の保障が考慮される。Hauthは、隣人保護規定からの例外または免除を伴わない、通常の建築許可を例にとりつつ、次のように述べる。「[13 条 2 項 1 文の] 法適合的な裁量行使は、次の場合には常に隣人を参加させることを要求する。すなわち、賦与された建築許可に対し隣人が法的救済手段 (Rechtsbehelf und Rechtsmittel) を用いて抵抗することが恐れられ、かつ、当該隣人が隣人法上保護された利益の毀損の主張によって勝利する可能性が皆無ではない場合である」¹⁴⁸。「隣人権 (Nachbarrecht) が影響されることが行政手続において既に明らかになった場合には、建築主の申立てにより、行政庁は、当該隣人を手続関係人として参加させなければならない。法的安定性を獲得するという建築主の利益は、彼に対して賦与されるべき建築許可の効力を第三者利害関係人に対しても発生させることを要求する」¹⁴⁹。確かに、行政行為を第三者に告知し、それによって異議審査請求期間や出訴期間を進行させることに対する既存の手続関係人の利益は、権利形成的効果の場合に限られない。それ故、Hauthは、隣人保護

規定からの例外または免除を伴わない、通常の建築許可の場合でも、事実上の不利益が及びうる隣人に手続関係人たる地位を与える必要性を主張するのである。

もっとも、この見解はあまりにも広範に第三者を参加させる義務を認めるように思われる。というのは、先に引用した箇所の解釈次第では、行政行為によって不利益を受けうる第三者はすべて、手続関係人たる地位を賦与されねばならないことになりかねないからである。

第二に、行政行為の発付の前提となる事実の解明を目的とする説がある。Alpertによれば、法的利益が影響される第三者の参加が事実の解明のために不可欠であるとき、13条2項1文の裁量はゼロに収縮し、この者を手続に参加させる義務が生じる¹⁵⁰⁾。適法な行政決定は正確な事実認定を前提とすることに鑑みれば、この見解は説得的である。もっとも、ここでは、手続関係人たる地位を賦与する以外に当該第三者から情報を収集する方法はないのか、との疑問が生じるが、連邦行政手続法26条によれば、手続関係人は事実の解明に協力する義務(Soll規定)を負うのに対し、証人や専門家は、法規定に特段の定めがない限り、そのような義務を負わないので、手続関係人として手続に参加させることが、一応、必要であるといえよう。

以上の諸見解は、あくまで理論上、参加請求権の拡大を主張するにすぎず、裁判例によって承認されたものではない。また、理論のレベルにおいても、それぞれ問題点が少なからずあろう。しかし、以下では一点だけ指摘しておきたい。

第三者の権利利益の保護を目的とする諸見解に対しては、次のような批判が可能である。すなわち、職権により参加させる義務まで主張する必要はなく、手続の開始の通知を義務づけ、それによって参加の申立ての機会を与えることで十分なのではないだろうか、との批判である。いうまでもなく、参加の申立てがあれば、手続実施行政庁は、参加承認行為を発付することにより第三者に手続関係人たる地位を与えなければならない。そこでは、手続開始の通知義務の前提として、手続参加権を有する第三者を調査する義務も認められねばならない。第三者の手続参加権の保障という見地からは、手続への参加はあくまで当該第三者の意思に委ねられるべきであり、またそれで足りると思われる。

これに対して、事実の解明や既存の手続関係人の権利利益の保護を目的とする見解においては、第三者の意思に関係なく手続関係人たる地位を与える必要性、すなわち、職権による(あるいは既存の手続関係人の申立てに基づく)参加要求行為の必要性が一応是認される。

注

- 89) 文字どおりに訳せば「参加させられた者」であるが、わが国の行政手続法17条が「参加人」という語を用いていること、そして何より、手続に参加する第三者の主体性を尊重して、このように訳すことにしたい。
- 90) 訳文には三つの文があるが、原文においては、第2文と第3文の間にセミコロンがある。したがって、第3文は本来は「第2文のZweiter Halbsatz」であるが、本稿においては訳文に従い、第3文と表記する。
- 91) 第三者は、行政庁の「参加させる行為」によって手続関係人たる地位を得るのであるが、この参加させる行為には、職権による「参加要求行為」と申立てに基づく「参加承認行為」がある

ことになる。

- 92) 単純参加を「非必要的参加 (nicht notwendige Hinzuziehung)」または「任意的参加 (fakultative Hinzuziehung)」、必要的参加を「義務的参加 (obligatorische Hinzuziehung)」と呼ぶ例もある。Riedl, in: Obermayer (Anm. 13), § 13 Rn. 32, 45.
- 93) 手続の結果とは、行政行為および公法契約を意味する。証拠調べ等、手続進行中の活動による影響では、不十分であるとされる。Vgl. Laubinger, in: Ule / Laubinger (Anm. 3), S. 168; Clausen, in: Knack (Anm. 7), § 13 Rn. 16.
なお、本稿の考察対象は行政行為発付手続に限定されるので、以下の叙述において、手続の結果とは、もっぱら行政行為を指す。
- 94) Bonk, in: Stelkens / Bonk / Sachs (Anm. 6), § 13 Rn. 29.
- 95) Laubinger, in: Ule / Laubinger (Anm. 3), S. 167f.
- 96) Alpert (Anm. 3), S. 111; Borgs, in: Meyer / Borgs (Anm. 24), § 13 Rn. 9.
- 97) Laubinger, in: Ule / Laubinger (Anm. 3), S. 167f.
- 98) Bonk, in: Stelkens / Bonk / Sachs (Anm. 6), § 13 Rn. 32. さらに、VG Berlin (Anm. 78), S. 1188 も参照。これは、ある借家の賃貸人に対して、住居の欠陥除去命令の発付を意図する住居監督手続に関する事件である。ここで、当該借家の賃借人がこの手続に参加できるかどうかが問題となった。裁判所は、次のように述べる。すなわち、住居監督法は、欠陥なき住居という利益をあくまで公益として保護しているのであり、個々の賃借人の利益の保護を目的としていない。それ故、法的利益への影響は否定される、と。
- 99) Riedl, in: Obermayer (Anm. 13), § 13 Rn. 41; Norbert Kollmer, Die verfahrensrechtliche Stellung der Beteiligten nach dem UVP-Gesetz, *NVwZ* 1994, 1057 [1060].
- 100) Riedl, in: Obermayer (Anm. 13), § 13 Rn. 34f.
- 101) Riedl, in: Obermayer (Anm. 13), § 13 Rn. 34.
- 102) Clausen, in: Knack (Anm. 7), § 13 Rn. 16.
- 103) OVG Münster, Urteil vom 17. 12. 1992, *NJW* 1993, S. 2132 [2133]; Laubinger, in: Ule / Laubinger (Anm. 3), S. 167; Alpert (Anm. 3), S. 111; Kopp / Ramsauer (Anm. 11), § 13 Rn. 32. もっとも、Borgs は、手続参加は出訴資格の重要な徴憑 (Indiz) であるとする。Vgl. Borgs, in: Meyer / Borgs (Anm. 24), § 13 Rn. 8.
- 104) Stelkens / Kallerhoff, in: Stelkens / Bonk / Sachs (Anm. 6), § 26 Rn. 46.
- 105) 既存の手続関係人の申立てにより行政庁がある第三者を参加させる場合、その「参加させる行為」は、既存の手続関係人に対しては参加承認行為の性格を、第三者にとっては参加要求行為の性格を示す。注 91) 参照。
- 106) Riedl, in: Obermayer (Anm. 13), § 13 Rn. 42. ただし、Kollmer は、次のように述べる。「行政庁は、この申立て〔手続参加の申立て〕を職権で促す必要はない。環境適合性審査公開討議 (UVP-Öffentlichkeitstermin) における聴聞に基づき、行政庁は、次のことを前提とすることができる。すなわち、手続関係人になりうべきすべての者は、計画された事業を認識した、または認識しうることが期待できた、ということ」(Kollmer (Anm. 99), S. 1060.)。この叙述は、手続の開始を第三者が認識することを期待しえない場合には、行政庁の側で参加の申立てを促す義務があるとする趣旨にも読める。
- 107) VG Berlin (Anm. 78), S. 1187; Laubinger, in: Ule / Laubinger (Anm. 3), S. 169; Alpert (Anm. 3), S. 116f.; Weides (Anm. 42), S. 121; Bonk, in: Stelkens / Bonk / Sachs (Anm. 6), § 13 Rn. 38; Clausen, in: Knack (Anm. 7), § 13 Rn. 18; Kopp / Ramsauer (Anm. 11), § 13 Rn. 39; Borgs, in: Meyer / Borgs (Anm. 24), § 13 Rn. 10.
- 108) Riedl, in: Obermayer (Anm. 13), § 13 Rn. 35, 46.
- 109) VG Berlin (Anm. 78), S. 1187; Laubinger, in: Ule / Laubinger (Anm. 3), S. 169. 「第三者効を持つ行政行為」の語を用いるものとして、Weides (Anm. 42), S. 121; Kopp / Ramsauer (Anm. 11),

- § 13 Rn. 39. 両者は厳密に区別されず、同じ意味で用いられているようである。
- 110) 芝池義一「行政決定と第三者利益の考慮」法学論叢 132 卷 1・2・3 号 (1992 年) 87 頁 [91 頁以下]。石崎 (注 40) 229 頁以下も参照。
- 111) 規律的侵害と事実的侵害の区別について、高木光『事実行為と行政訴訟』(有斐閣、1988 年) 299 頁以下、347 頁、350 頁を参照。
- 112) 権利形成的効果が法効果 (Rechtswirkung) であることを正面から認めるものとして、VG Berlin (Anm. 78), S. 1187 ; Alpert (Anm. 3), S. 116 ; Clausen, in: Knack (Anm. 7), § 13 Rn. 18.
- 113) Alpert (Anm. 3), S. 117 ; Laubinger, in: Ule / Laubinger (Anm. 3), S. 169 ; Klaus Finkelnburg / Karsten-Michael Ortloff, *Öffentliches Baurecht, Band II : Bauordnungsrecht, Nachbarschutz, Rechtsschutz* (bearbeitet von Ortloff), 4. Aufl., 1998, S. 252 ; Grotefels, in: Werner Hoppe / Susan Grotefels, *Öffentliches Baurecht*, 1. Aufl., 1995, S. 580 ; Karsten-Michael Ortloff, Nachbarschutz durch Nachbarbeteiligung am Baugenehmigungsverfahren, *NJW* 1983, S. 961 [964]. 建築許可手続における連邦行政手続法 13 条 2 項の適用については、石崎 (注 42) 125 頁以下が詳細である。
- 114) Riedl, in: Obermayer (Anm. 13), § 13 Rn. 48. 同じく権利形成的行政行為以外の種類の行政行為 (確認的行政行為、命令的行政行為または禁止的行政行為) にまで、13 条 2 項 2 文を類推適用するものとして、Kopp / Ramsauer (Anm. 11), § 13 Rn. 40. もっとも、「第三者の主観的権利に直接かつ必然的に影響を及ぼす限りで」という限定が加えられている。これに対し、権利形成的行政行為に限定するものとして、Bonk, in: Stelkens / Bonk / Sachs (Anm. 6), § 13 Rn. 42 ; Borgs, in: Meyer / Borgs (Anm. 24), § 13 Rn. 10.
- 115) そのような正当化事由がない限り、権利形成的効果の及ぶ「第三者」は、13 条 1 項 1 号ないし 2 号に基づき、手続関係人たる地位を獲得するべきではないか。私見では、隣人保護規定からの例外または免除を伴う建築許可の場合、隣人は申請対立人とみなされる余地がある。
- 116) Laubinger, in: Ule / Laubinger (Anm. 3), S. 170.
- 117) Kopp / Ramsauer (Anm. 11), § 13 Rn. 46 ; Riedl, in: Obermayer (Anm. 13), § 13 Rn. 51f.
- 118) この見解の中には、13 条 1 項 1 号ないし 3 号に規定された主たる手続関係人の申立て権にのみ言及するものと、主たる手続関係人に限定しないものがある。前者として、Alpert (Anm. 3), S. 115f. 後者として、Laubinger, in: Ule / Laubinger (Anm. 3), S. 170 ; Clausen, in: Knack (Anm. 7), § 13 Rn. 18 ; Horn (Anm. 29), S. 23 ; Michael Hauth, Besteht ein Rechtsanspruch des Bauherrn auf Beteiligung des Nachbarn im Baugenehmigungsverfahren?, *LKV* 1995, S. 387 [388f.]. 後者によれば、13 条 1 項 4 号および 2 項によって既に手続関係人たる地位を得た参加人も、申立て権者であることになる。
- 119) Alpert (Anm. 3), S. 115f. ; Hauth (Anm. 118), S. 388.
- 120) 注 86) 参照。
- 121) 行政裁判所法 70 条 1 項は、次のように定めている。「異議審査請求は、行政行為に不服を有する者が行政行為の告知を受けてから 1 箇月以内に、書面によりまたは調書に記載させる方法により、行政行為を發付した行政庁に提起されなければならない。(以下略)」。
- また、行政裁判所法 74 条 1 項は、次のように定めている。「取消訴訟は、異議審査決定が送達されてから 1 箇月以内に提起されなければならない。68 条により異議審査決定が必要でないときは、訴えは、行政行為の告知を受けてから 1 箇月以内に提起されなければならない」。
- 122) 以上の記述につき、Hauth (Anm. 118), S. 388f. ; Horn (Anm. 29), S. 23. Hauth によれば、この後、雨や霜によってこれまでの建築工事が無駄になることを恐れた建築主が、異議審査請求の撤回を求めて隣人に対し金銭の支払を申し出ることが想定されている。Vgl. Hauth (Anm. 118), S. 387.
- 123) これ以外に、第三者を参加させないことが手続的瑕疵として行政行為の取消事由になりうることを理由とする説もある。Vgl. Alpert (Anm. 3), S. 115. これは、第三者があえて参加の申立てを行わず、行政行為が發付された後に法的救済手段によってそれを争うという事態を想定す

- るものである。しかし、第三者が参加の申立てをしていない場合には、彼を参加させないことは手続的瑕疵には当たらないと思われる。もっとも、後述のように、第三者に権利形成的効果が及びうる場合には、申立てがなくとも、職権で参加させる義務が生じるという見解もあるが、この場合には、申立て権者が誰であるかは問題とならない。
- 124) Alpert (Anm. 3), S. 127ff.; Schnell (Anm. 59), S. 18f.; Kopp / Ramsauer (Anm. 11), § 13 Rn. 47; Riedl, in: Obermayer (Anm. 13), § 13 Rn. 51; Borgs, in: Meyer / Borgs (Anm. 24), § 13 Rn. 10.
- 125) Alpert (Anm. 3), S. 128f.; Riedl, in: Obermayer (Anm. 13), § 13 Rn. 51. Borgs は、単純参加の事例と比較して第三者の利益状況が高まることを理由に挙げるが、同様の趣旨か。Vgl. Borgs, in: Meyer / Borgs (Anm. 24), § 13 Rn. 10.
- 126) Vgl. Horn (Anm. 29), S. 23f. 彼は、後述のように、13条2項3文の文言を越えて、行政庁には、権利形成的効果が及びうる第三者を調査する義務があるとする。
- 127) Kopp / Ramsauer (Anm. 11), § 13 Rn. 47. 行政決定が名宛人と第三者に対して一体的に作用することについての行政利益 (Verwaltungsinteresse) に言及するものとして、Borgs, in: Meyer / Borgs (Anm. 24), § 13 Rn. 10.
- 128) 連邦行政手続法 43 条 1 項は、次のように定めている。「行政行為は、それが予定されている、またはそれによって影響を受ける者に対して、それがその者に告知された時点において効力を生じる。(以下略)」。
- 129) Alpert (Anm. 3), S. 129.
- 130) 注 90) 参照。
- 131) Horn (Anm. 29), S. 23.
- 132) 申立て不要説は、職権により参加させねばならない第三者の範囲について、行政庁が現実認識している者等の限定を加えていない。したがって、無制限の調査義務を行政庁は負うはずである。
 もっとも、一方で申立て不要説を唱えつつ、他方で、13条2項3文の解釈として、限定された調査義務を主張する論者が存在する。例えば、Alpert は、第三者の権利への明白な影響の可能性が存在するか否かについての調査義務のみが存在すると述べ (Alpert (Anm. 3), S. 114)、Riedl は、期待可能な出費によって調査しうる範囲に限定する (Riedl, in: Obermayer (Anm. 13), § 13 Rn. 53)。
- 133) Clausen, in: Knack (Anm. 7), § 13 Rn. 18.
- 134) Clausen, in: Knack (Anm. 7), § 13 Rn. 20.
- 135) Horn (Anm. 29), S. 23.
- 136) もっとも、前述のように権利形成的効果を理解する場合、その及びうる第三者を調査することが、行政庁にとって過大な負担になるのか、疑問のあるところである。
- 137) したがって、見出しでは「手続参加権の拡大」と記しているが、厳密に言えば、「第三者を参加させる義務の拡大」とすべきところである。
- 138) Hufen (Anm. 4), Rn. 172 (S. 126).
- 139) Alpert (Anm. 3), S. 122.
- 140) Hufen (Anm. 4), Rn. 173ff. (S. 126f.); Alpert (Anm. 3), S. 126; Clausen, in: Knack (Anm. 7), § 13 Rn. 18.
- 141) Clausen, in: Knack (Anm. 7), § 13 Rn. 18.
- 142) この問題については、さしあたり、山田洋「行政手続への参加権」一橋研究 6 卷 3 号 (1981 年) 112 頁、および同『大規模施設設置手続の法構造』(信山社、1995 年) 266 頁以下を参照。
- 143) Alpert (Anm. 3), S. 126.
- 144) Alpert (Anm. 3), S. 10ff.
- 145) Horn (Anm. 29), S. 24f.
- 146) あるいは、Horn は、聴聞請求権の要件である「権利の侵害」があれば、常に権利形成的効果

の存在を肯定するのかもしれない。その場合には、権利形成的効果の要件は意味を失う。

147) Alpert (Anm. 3), S. 126f.

148) Hauth (Anm. 118), S. 389.

149) Hauth (Anm. 118), S. 389.

150) Alpert (Anm. 3), S. 124f.

キーワード：ドイツ行政手続法 第三者 手続参加 手続関係人 二重効果的行政行為

(IWAMOTO Hiroshi)